

## お受取書類のご案内

契約者にお届けする書類の一例をご案内します。

各書類とも内容をご確認のうえ「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報> 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」とともに大切に保管してください。

申込時	●意向確認書(お客さま控) ●契約申込書(お客さま控)	募集代理店より交付
契約後	●保険証券 ●契約締結時交付書面 ●仮ユーザーID・仮パスワード通知書: 契約内容の照会等ができる、インターネット・サービス「マイページ」をご利用いただく際の初期登録に必要な情報が記載されています。	クレディ・アグリコル生命 より郵送
契約した年	●生命保険料控除証明書: 1月～9月契約⇒10月末に発送します。 10月～12月契約⇒契約の翌月末に発送します。	
積立期間中	●ご契約状況のお知らせ:年2回(1月末、7月末頃)発送します。 ●特別勘定の運用報告書:年2回(1月末、7月末頃)発送します。	
目標額到達時	●目標額到達のご案内: 円換算した解約払戻金額が目標額に 到達した日の翌日から5営業日以内に発送します。	
年金支払 開始日前	●年金お支払手続きのご案内:年金支払開始日前に発送します。	
年金支払時	●年金お支払いのご案内 ●年金証書:年金受取人に郵送します。	

※上記に記載されている内容は、2016年12月末現在のものです。送付内容、時期等が予告なく変更となる場合もありますのでご了承ください。



**ご契約の際には、この「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>兼 商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧いただき、大切に保管してください。**

「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>」「ご契約のしおり・約款」はご契約についての重要事項・必要な保険の知識等について、「特別勘定のしおり」は特別勘定の運用方針・投資対象等についてご説明しています。

#### 「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について
- 責任開始期について
- 死亡保険金等をお支払いできない場合について
- 積立金について
- 諸費用について
- 解約および一部解約について

#### 募集代理店(三菱東京UFJ銀行)からのご説明事項

- 「米ドルターゲットプラス3」にご契約いただくか否かが、三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「米ドルターゲットプラス3」は、クレディ・アグリコル生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱東京UFJ銀行は、「米ドルターゲットプラス3」の引受保険会社であるクレディ・アグリコル生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱東京UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等についてあらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

◎商品に関するご相談・お問い合わせ、クレディ・アグリコル生命所定の主な諸利率等のご照会等は、下記のクレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターまたはWebサイトまで

**CRÉDIT AGRICOLE LIFE INSURANCE**  
 クレディ・アグリコル生命

カスタマーサービスセンター
 
**0120-60-1221**
 受付時間:  
 月～金曜日 9:00～17:00  
 (祝休日・年末年始の休日を除く)

Webサイト <http://www.ca-life.jp/>

くわしくは変額保険の販売資格を持つ担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

(お問い合わせ、ご照会)  
【募集代理店】

**MUFG** 株式会社 三菱東京UFJ銀行

三菱東京UFJ銀行コールセンター【保険】

**0120-860-777**

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)  
<http://www.bk.mufg.jp>  
 平成29年1月現在(No.05770)

(ご契約後のご照会)  
【引受保険会社】

**クレディ・アグリコル生命保険株式会社**

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル  
 カスタマーサービスセンター 0120-60-1221  
 Webサイト <http://www.ca-life.jp/>

CAL1610-SLA49MU15-1

# 米ドル★ターゲットプラス3

クレディ・アグリコル生命の投資型年金保険  
 変額個人年金保険(通貨指定型15)

## 契約締結前交付書面 <契約概要／注意喚起情報> 兼 商品パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。

「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を<契約概要>と<注意喚起情報>に分類のうえ記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

**「米ドルターゲットプラス3」は、クレディ・アグリコル生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。**

【募集代理店】

**MUFG** 三菱東京UFJ銀行

【引受保険会社】

**CRÉDIT AGRICOLE LIFE INSURANCE**  
 クレディ・アグリコル生命

この保険の引受保険会社はクレディ・アグリコル生命保険株式会社です。株式会社三菱東京UFJ銀行はクレディ・アグリコル生命保険株式会社の募集代理店です。



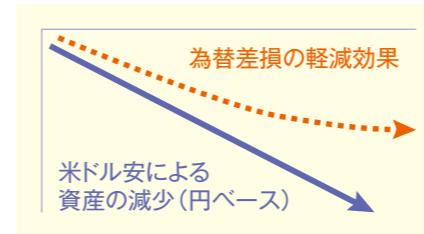
今後、資産運用の必要性がますます高まっていくと言われています。一方で、マーケットの状況は、より複雑化しており安定的な資産運用が難しくなっています。

# 米ドル★ターゲットプラス3なら

変額個人年金保険(通貨指定型15)



好金利の通貨で運用したいが為替のリスクが心配。



※当図はイメージです。

米ドル安(円高)局面で円ベースでの為替差損の軽減\*1を目指します。

ここもポイント

米ドル高(円安)局面では、為替差益の獲得を目指します。



マーケット(株式・債券・為替等)の変化が激しく、何にどのタイミングで投資すればよいか分からない。

積極運用部分



安定運用部分

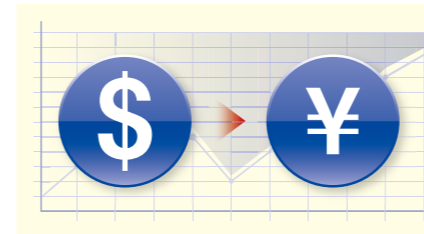
安定運用部分(米ドル建て債券)をメインとし積極運用部分の投資リスクをコントロールしながら安定運用部分の成果に加えて**プラスαの成果**を目指します\*2。

ここもポイント

積極運用部分は運用期間中、お客さまに代わり、資産配分を自動的に切り替えます。



ふえたタイミングを逃さず運用成果を確保したい。



契約時に、円建ての運用目標をお決めいただき、目標額に到達すると自動的に円建てで運用成果を確保します。

ここもポイント

運用期間中、ご自身で利益確保のタイミングを気にする必要はありません。

\*1 積極運用部分の為替アクティブ戦略により行います。くわしくはP6をご覧ください。

\*2 安定運用部分および積極運用部分に最低保証はありません。

くわしくは、次ページ以降をご覧ください ▶

## ⚠️ ご契約前に必ずご確認ください

「米ドルターゲットプラス3」は、クレディ・アグリコル生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

### ■この保険のリスクについて

●この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額、解約払戻金額、死亡保険金額および将来の年金原資額が変動(増減)するしくみの投資型年金保険です。特別勘定における資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク等のリスクがあり、**運用実績によっては解約払戻金額や年金原資額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

●この保険は、**米ドル建てで運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払時の為替レートで円換算した合計額が、お払い込みいただいた時の為替レートで円換算した一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

●**年金原資額および解約払戻金額に最低保証はありません。**

●これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

### ■ご負担いただく費用について

●この保険にかかる費用は、「保険関係費用」「運用関係費用」「年金管理費用」の合計となります。また、「解約控除」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」がかかることがあります。

### ■その他のご留意事項について

●米ドル以外の外国通貨で年金、死亡保険金等をお支払いすることはできません。

●契約時において年金額は確定していません。将来お支払いする年金額は年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)により計算します。

※この保険は通貨指定型商品ですが、本冊子においては、指定通貨を米ドルとして商品内容を記載しております。なお、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」では、米ドル建てのご契約を「米ドルプラン16A」と表記しています。  
※この冊子では、わかりやすさの観点から約款上の用語・記載内容を下記のとおり表記しています。

約款上の用語・記載内容	この冊子での表記
金融市場型特別勘定	マネー型特別勘定
単位型タイプ特別勘定	単位型特別勘定
円換算一時払保険料額計算用為替レート	基準設定為替レート
目標額到達判定計算用為替レート	目標判定為替レート
契約当初の年金支払開始日の年単位の応当日	契約応当日





## 積極運用部分で為替差損を軽減しつつ、どのような市場環境でも運用成果をあげることを目指します

- この保険は、**米ドル建て**です。一時払保険料を**米ドル**でお支払いいただきます。
- マネー型特別勘定に繰り入れた後、契約日の属する月の**翌月13日**に、米ドル建ての**単位型特別勘定**で運用を開始します。

安定運用部分	米ドル建て債券で運用します。
積極運用部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場環境に応じて、資産配分(株式・商品、債券等)を自動的に切り替えながら運用します。</li> <li>・<b>米ドル安(円高)</b>時に、<b>為替差損の軽減</b>を目指して運用します。</li> </ul>

⚠ 特別勘定について詳しくは、P5～P6「単位型特別勘定について」をご覧ください。



## 積立期間と円建てでの目標をお決めいただけます

- 契約時に、積立期間(10年または15年)および円建ての運用成果の目標(円換算した一時払割合)をご選択いただけます。

目標額指定割合	110%	120%	130%	140%	150%	200%	500%
---------	------	------	------	------	------	------	------

- 解約払戻金の円換算額\*が目標運用成果を自動的に確保します後、確定年金または一括でお支払いします。
- \*クレディ・アグリコル生命所定の為替レートで円換算

⚠ 契約後に積立期間および目標額の到達を保証するものではありません。

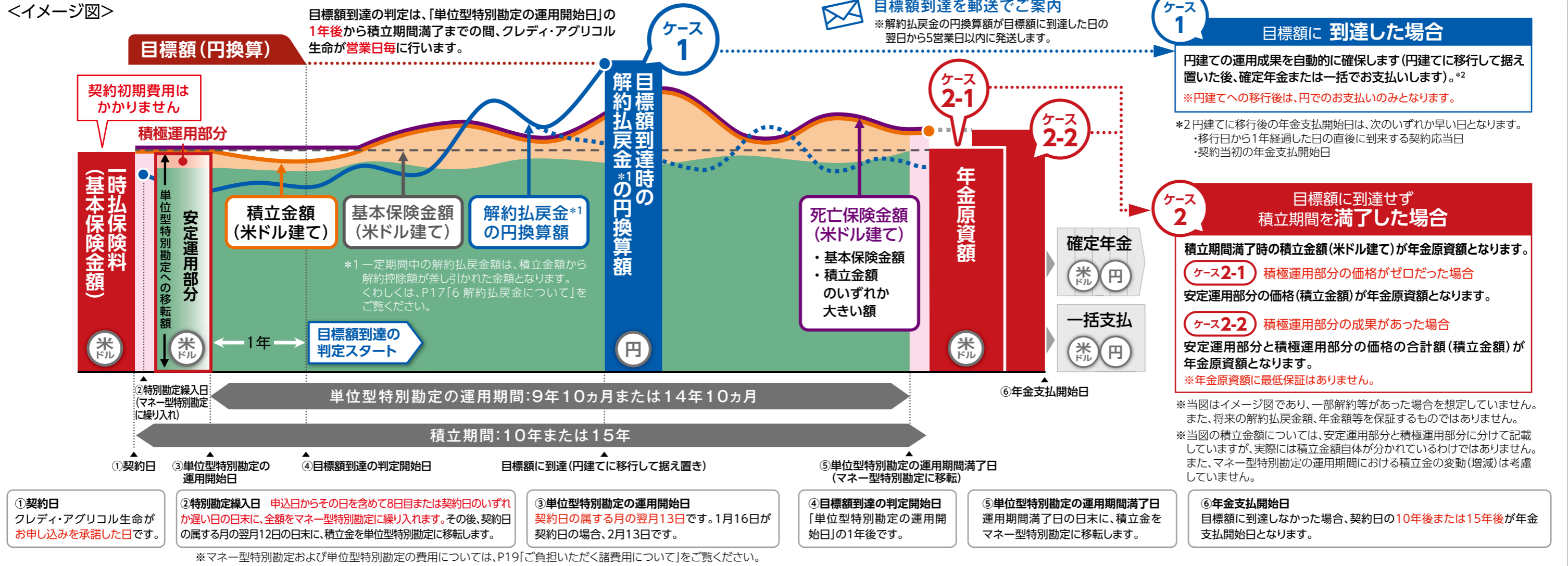


## 「安定運用」と「積極運用」で積立期間満了時の成果として「基本保険金額(米ドル建て)と同額以上」を目指します

- 積立期間(10年または15年)を満了した場合、満了時の積立金額(米ドル建て)が**年金原資額**となります。
- 安定運用部分だけで、積立期間満了時に「**基本保険金額(米ドル建て)と同額**」となることを目指して運用します。
- 積極運用部分は「**上乗せの成果**」を目指して運用します。
- 積立期間満了後、年金原資を、確定年金または一括でお支払いします。

⚠ 年金原資額に最低保証はありません。ページ下およびP12の「年金原資額が基本保険金額を大きく下回る場合について」もあわせて、ご確認ください。

### <イメージ図>



### ●単位型特別勘定の運用期間中の解約控除について(基本保険金額に対する解約控除率)

解約払戻金額は、積立金額(一部解約の場合は一部解約請求額)から解約控除額を差し引いた金額となります。くわしくは、P17「6 解約払戻金について」をご覧ください。

単位型特別勘定の運用開始日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
解約控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%

※「②特別勘定繰入日」から「③単位型特別勘定の運用開始日」前の解約控除率は8.0%です。

※単位型特別勘定での運用が終了している場合、または、単位型特別勘定の運用開始日からの経過年数が10年以上の場合、解約控除はかかりません。



### ●年金原資額が基本保険金額を大きく下回る場合について

単位型特別勘定のうち「基本保険金額(米ドル建て)と同額」を目指す部分(安定運用部分)について下記のような場合に、**年金原資額が基本保険金額を大きく下回る可能性があります。**

- ①安定運用部分の取引相手先等(三菱UFJ Morgan・スタンレー証券等)に債務不履行等の信用事由が生じた場合
- ②裏付債券(日本国債等)の発行体に債務不履行等の信用事由が生じた場合



●この保険は、米ドル建てで運用するため為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

●この保険は、特別勘定の運用実績に応じて、解約払戻金額等が変動(増減)し、損失が生じるおそれがあります。

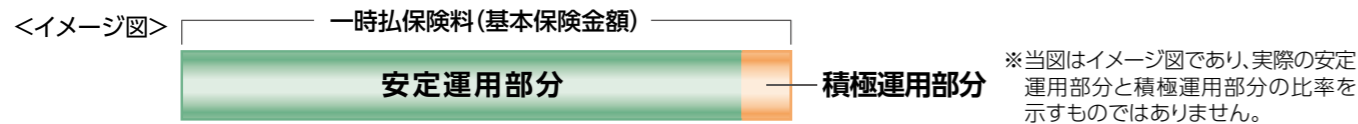
# ★ 単位型特別勘定について

## ポイント1 安定運用部分と積極運用部分を組み合わせる運用します。

- 安定運用部分は、積立期間10年の場合は運用開始時の米ドル10年金利等、積立期間15年の場合は運用開始時の米ドル15年金利等に基づき、主に債券に投資して運用します。
- 安定運用部分と積極運用部分の単位型特別勘定への移転当初の比率は、上記米ドル債券の金利に基づきそれぞれ決定します。したがって、**お申し込みの際には比率は確定していません。**

※2016年9月末時点の米ドル10年金利および15年金利等の市場環境を前提とした場合、単位型特別勘定への移転当初の積極運用部分の比率は基本保険金額に対して、積立期間10年は3%、積立期間15年は3%となります。なお、積極運用部分の移転当初の下限比率は基本保険金額に対して3%とします。移転時の市場環境が悪化し、下限比率3%を下回ることが見込まれる場合には、保険関係費用を一定程度引き下げることで移転当初の下限比率3%を確保することがあります。

※安定運用部分と積極運用部分の比率は、運用実績によって日々変動しますので、単位型特別勘定への移転当初の比率が固定されるわけではありません。



## ポイント2 積極運用部分は、マルチ・アセット戦略と為替アクティブ戦略を組み合わせ、それぞれ自動的かつ機械的に見直すことで、どのような市場環境でも運用成果をあげることを目指します。

### マルチ・アセット戦略

マルチ・アセット戦略は、世界バランス戦略と日本国債戦略で構成され、構成比率は2対1で調整されます。

#### 世界バランス戦略

あらかじめ定められた市場指標(トレンドの判定とリスク指標)に基づき、世界株式等(世界株式70%・商品30%)と世界債券の配分比率を週次で見直し、5段階で自動的かつ機械的に切り替えることで、市場の安定的な成長による収益獲得を目指します。

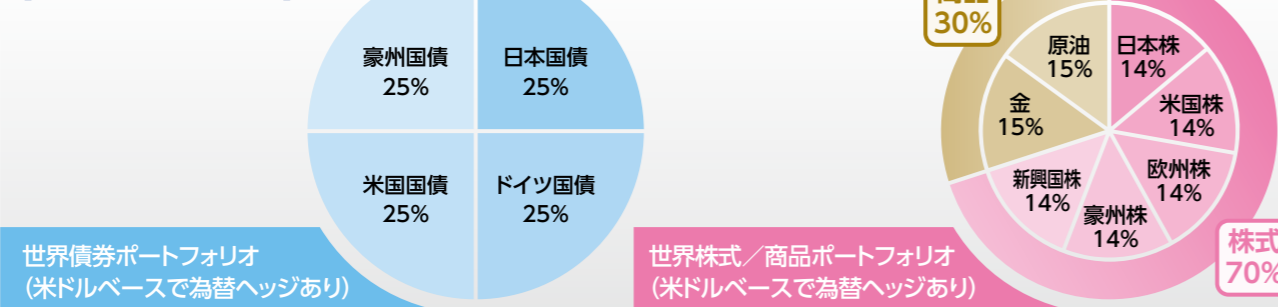
#### 【配分比率変更のイメージ】



マーケットレベル	世界債券	世界株式/商品
レベル1	100%	
レベル2	75%	25%
レベル3	50%	50%
レベル4	25%	75%
レベル5		100%

※マーケットレベルの変更は一刻みとは限りません。(配分比率変更例…レベル3→レベル5→レベル1)

#### 【ポートフォリオの内訳】



※各ポートフォリオの構成比率は、上記の配分になるよう月次で調整されます。

#### 日本国債戦略

あらかじめ定められた市場指標(トレンドの判定と景気指標)に基づき、主に長期国債先物を用いて週次でロング(買い)またはショート(売り)またはニュートラル(中立)に切り替え、債券(金利)市場の動向にかかわらず運用成果をあげることを目指します。

### 為替アクティブ戦略

あらかじめ定められた市場指標(米ドル/円の金利差とリスク指標)に基づき、主に通貨先物を用いて日次で見直し、米ドル安(円高)時の為替差損の軽減を目指します。

米ドルの値動き	為替ヘッジ*	効果
米ドル高(円安)が見込まれるとき	しない	円ベースでの為替差益の獲得を目指します。
米ドル安(円高)が見込まれるとき	する	円ベースでの為替差損の軽減を目指します。

\*『米ドル/円の金利差縮小』と『リスク指標の上昇』のどちらか一方、または双方が該当した場合に為替ヘッジを行います。

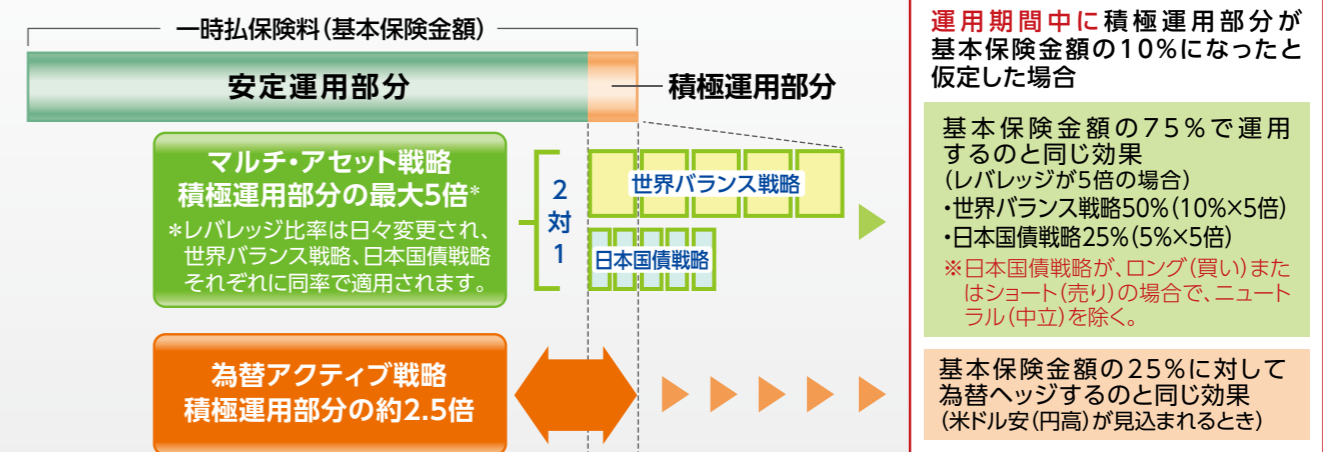
**⚠ 為替差損は必ず軽減できるものではありません。**

### レバレッジについて

積極運用部分は、レバレッジ取引を利用して運用を行いますので、実際の投資金額より大きな金額で運用できます。そのため、高い収益の獲得が期待できます。

※レバレッジ取引は大きな価格変動を伴う可能性があり、積極運用部分の価格が低く推移した場合は、積極運用部分の価格がゼロとなり無くなる可能性があります。マイナスになることはありませんので、安定運用部分に影響を与えることはありません。

<各戦略のレバレッジ比率のイメージ図>



運用期間中に積極運用部分が基本保険金額の10%になったと仮定した場合

基本保険金額の75%で運用するのと同じ効果  
(レバレッジが5倍の場合)  
・世界バランス戦略50%(10%×5倍)  
・日本国債戦略25%(5%×5倍)  
※日本国債戦略が、ロング(買い)またはショート(売り)の場合で、ニュートラル(中立)を除く。

基本保険金額の25%に対して為替ヘッジするのと同じ効果(米ドル安(円高)が見込まれるとき)

#### 運用期間中に積極運用部分が基本保険金額の10%になったと仮定した場合について

- ⚠ 上記の例は、レバレッジの効果をわかりやすくご理解いただくためのものであり、**積極運用部分の比率は10%を保証するものではありません。**単位型特別勘定への移転当初の積極運用部分の比率は、金利等の市場環境に基づき決定します。2016年9月末時点の市場環境を前提とした場合、積極運用部分の当初の比率は基本保険金額に対して、積立期間10年は3%、積立期間15年は3%となります。
- ・積極運用部分の比率は運用実績によって日々変動しますので、単位型特別勘定への移転当初の比率が固定されるわけではありません。

※当図はイメージ図であり、積極運用部分のレバレッジについて理解していただくことを目的に作成したものです。実際のレバレッジ等の比率を示すものではありません。

以上の戦略で運用した場合の効果については、次ページ以降のシミュレーションをご覧ください。

- ⚠ この商品パンフレットの特別勘定に関する事項は概要を記載しています。
- ・特別勘定については、「特別勘定のしおり」にくわしく記載しておりますので、必ずご確認ください。



# 為替アクティブ戦略の効果について

為替アクティブ戦略により、円ベースでの為替差損の軽減を目指します。

米ドルの対円為替レートの推移(データ期間：1996年12月末～2016年9月末)

上記期間中、単位型特別勘定の運用期間が14年10ヵ月取れるケースで、米ドルの下落率が最も大きかったのは、1997年11月末～2012年9月末でした。

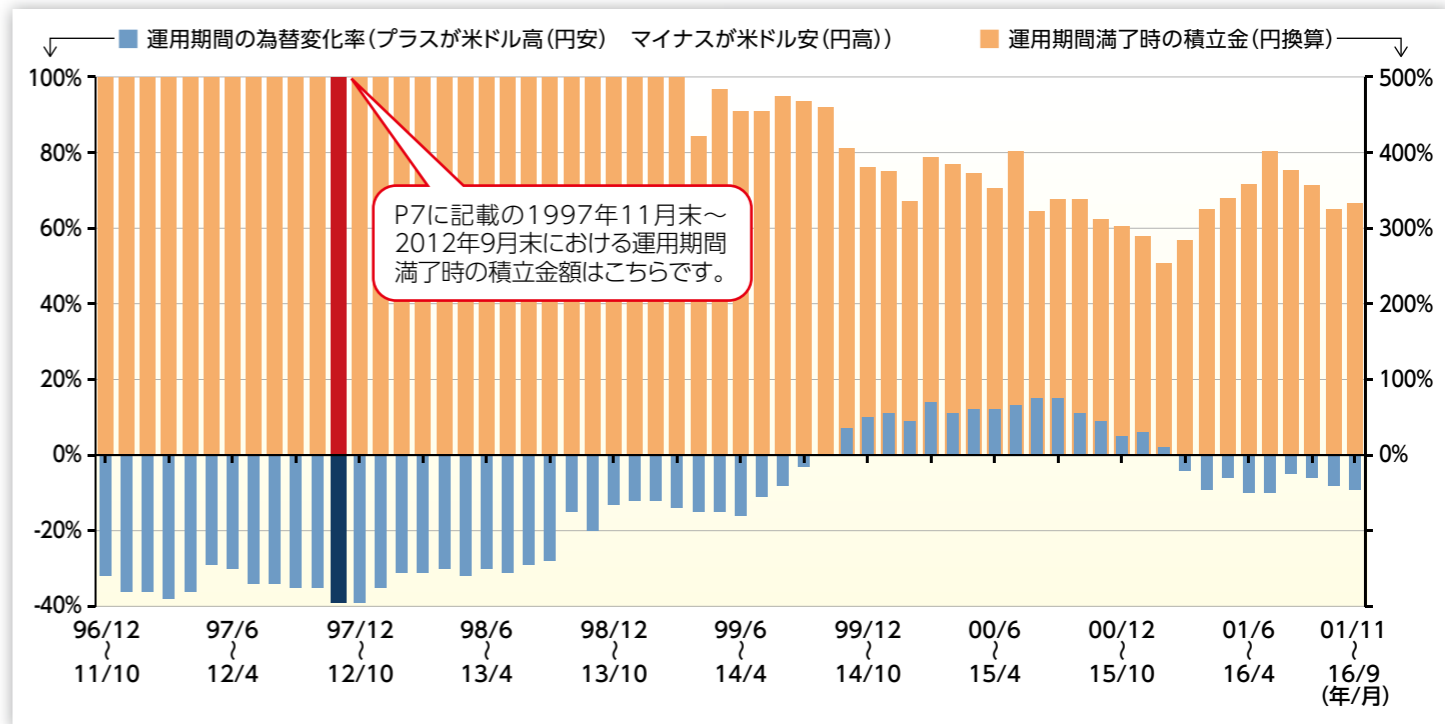


出所:Bloomberg

⚠️ 本データは、過去の参考指数を用いたシミュレーションであり、実際の運用成果を表したものではありません。したがって、**将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。**  
**為替相場の変動や特別勘定の運用実績等に応じて、解約払戻金額等が変動(増減)し、損失が生じるおそれがあります。**

為替(米ドル/円)の変化率と運用期間満了時の積立金(シミュレーション期間：1996年12月末～2016年9月末)

運用期間中、米ドルの下落率が最も大きかった1997年11月末～2012年9月末においても、円換算の積立金が増加していることが分かります。



※このグラフは、シミュレーション期間中の毎月末から、過去の参考指数を用いて運用を開始したと仮定して、運用期間中の為替変化率と単位型特別勘定の運用期間(14年10ヵ月)満了時の積立金を示したものです。積極運用部分の当初の比率を3%と仮定して計算しています(保険関係費用相当、運用関係費用相当控除後)。ただし、このデータにおいては、目標額指定割合の上限(500%)を超える値は表示していません。参考指数および免責事項につきましては、P9、10をご覧ください。

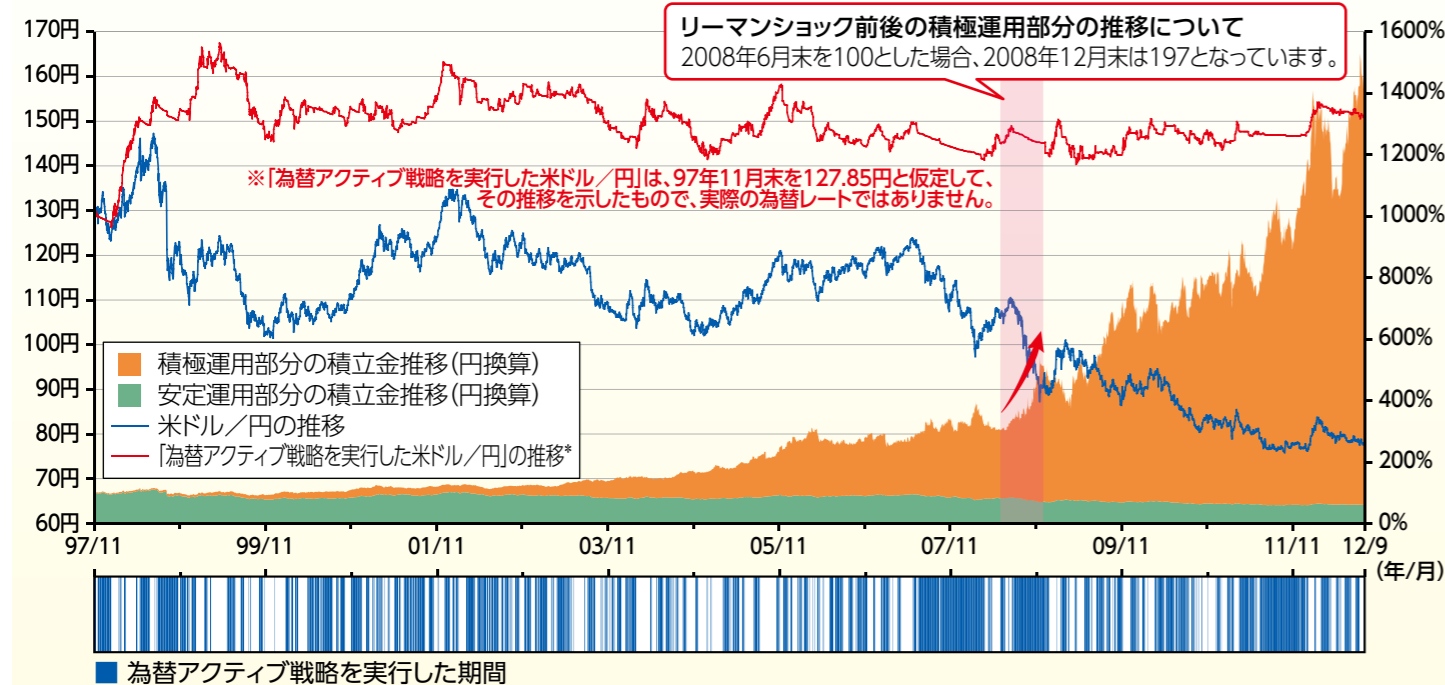
為替アクティブ戦略を**実行した場合**(シミュレーション期間：1997年11月末～2012年9月末)

左右のグラフを比較してみましょう

**ご参考** 為替アクティブ戦略を**実行しなかった場合**(シミュレーション期間：1997年11月末～2012年9月末)

単位型特別勘定の積立金推移(円換算) / 為替アクティブ戦略を実行した米ドル/円の推移 / 為替アクティブ戦略の実行期間

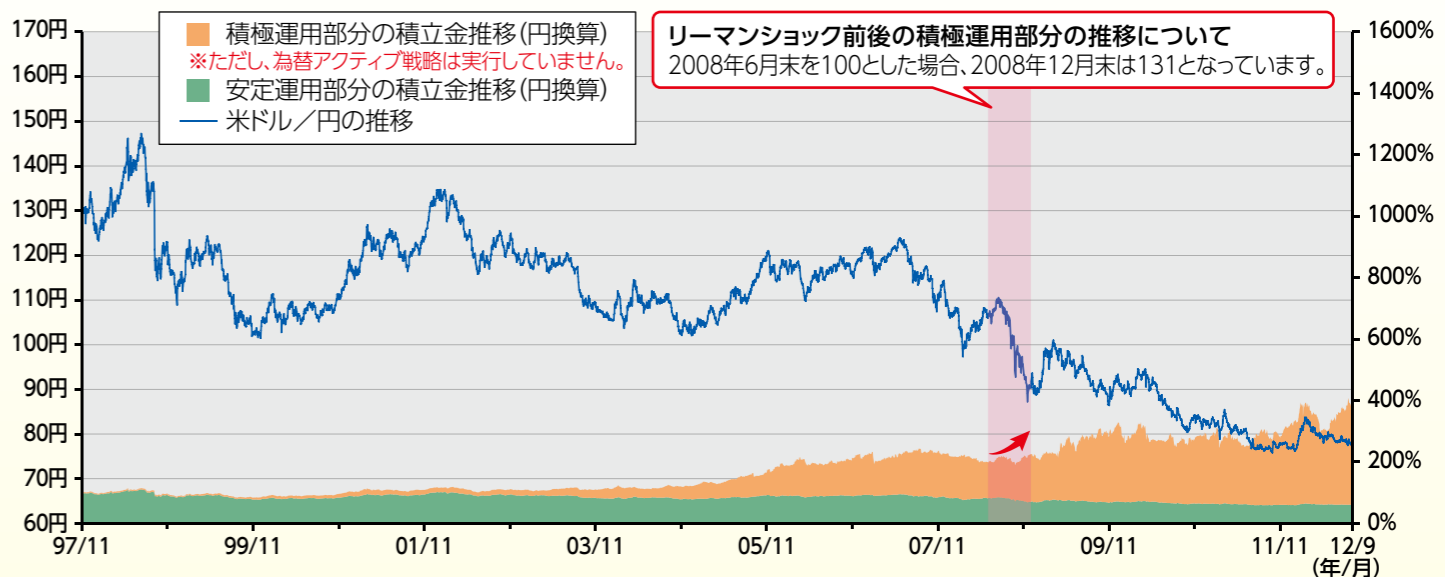
上記グラフから抽出した期間に積立金の推移を重ねると、米ドル安(円高)局面で為替差損を軽減する効果が表れています。



⚠️ 為替アクティブ戦略は積極運用部分の約2.5倍に対して実行され、安定運用部分を含めた積立金全体に実行されるわけではありません。[為替アクティブ戦略を実行した米ドル/円]の推移は、当該戦略の効果イメージをイメージしていただくためのものであり、実際の積立金を円換算する際に使用するものではありません。詳しくはP6をご覧ください。

単位型特別勘定の積立金推移(円換算)

左のグラフと比べると、米ドル安(円高)の影響を受けているのが分かります。



※[単位型特別勘定の積立金推移(円換算)]のグラフは、一時払保険料(基本保険金額)を100として、1997年11月末に単位型特別勘定に繰り入れ、14年10ヵ月間運用したと仮定した場合の積立金の推移を表示したものです。積極運用部分の当初の比率を3%と仮定して計算しています(保険関係費用相当、運用関係費用相当控除後)。参考指数および免責事項につきましては、P9、10をご覧ください。

⚠️ 当該グラフは解約控除を考慮していません。また、実際のご契約では500%を超える目標額指定割合は設定できません。  
**為替差損は必ず軽減できるものではありません。**

# ★目標到達シミュレーション

過去のシミュレーションをご参考に、目標額をご指定ください。下記の表は目標額と到達期間について示しており、グラフは積立期間満了時に積立金がどのくらいふえたかを示しています。

## <積立期間10年の場合>

単位型特別勘定の運用期間:9年10ヵ月  
積極運用部分の当初の比率:3%(2016年9月末時点)と仮定して計算

### 目標額(円換算)に到達したデータ数および到達までの運用期間(シミュレーション期間:1996年12月末~2016年9月末)

このデータは、シミュレーション期間中、毎月末に運用を開始し、過去の参考指数を用いて単位型特別勘定と同じ運用を行ったと仮定してシミュレーションを行い、各単位型特別勘定の運用期間が取れるデータのうち、目標額に到達したデータの個数と、到達した場合の運用期間を示しています。なお、目標額に到達していないデータの運用期間は考慮していません。

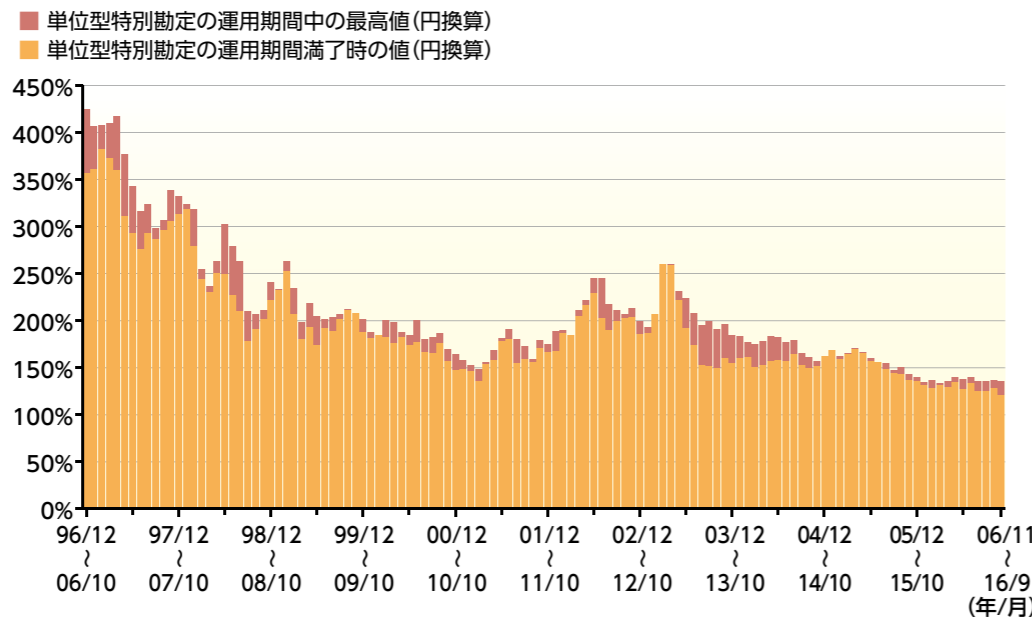
※実際の目標額(円換算)への到達の判定は、クレディ・アグリコル生命所定の為替レートで解約払戻金を円換算して行われます。

目標額指定割合	110%	120%	130%	140%	150%	200%	500%
目標額に到達したデータ数(/120個)と到達したデータの割合	120個 100%	120個 100%	120個 100%	108個 90%	104個 約86%	48個 40%	0個 0%
目標額に到達したデータの運用期間	平均	約3年7ヵ月	約6年1ヵ月	約7年0ヵ月	約7年5ヵ月	約7年11ヵ月	約8年8ヵ月
	最短	約1年1ヵ月	約1年1ヵ月	約3年9ヵ月	約4年1ヵ月	約6年1ヵ月	約7年4ヵ月
	最長	約8年6ヵ月	約8年11ヵ月	約9年2ヵ月	約9年5ヵ月	約9年9ヵ月	約9年10ヵ月

### 単位型特別勘定の運用成果(円換算)(シミュレーション期間:1996年12月末~2016年9月末)

このデータは、解約払戻金の円換算額について、単位型特別勘定の運用期間中の最高値と、運用期間満了時の値をそれぞれ円換算で示したものです。

これらの値は、シミュレーション期間中の毎月末に、過去の参考指数を用いて運用を開始したと仮定して計算しています。ただし、このデータにおいては、ご選択いただける最大の目標額指定割合を超える値は表示していません。



#### 【試算前提条件】

- 上記シミュレーションにおいて、目標額を設定するための基準となる一時払保険料の円換算額および目標額の到達を判定するための解約払戻金の円換算額については、シミュレーションにおける運用開始時および目標額到達時の為替レート(出所:WM/ロイター)を使用しています。
- 単位型特別勘定の安定運用部分と積極運用部分の比率は、市場環境(米ドル10年金利または15年金利等)に基づき決定されますが、シミュレーションにおいて、米ドル10年金利および15年金利等のデータは、過去のデータを使用せず、2016年9月末時点の市場環境が各単位型特別勘定の運用期間相当続いたと仮定して算出しています(当初の積極運用部分の比率は基本保険金額に対して、積立期間10年は3%、積立期間15年は3%と仮定)。
- 保険関係費用相当と運用関係費用相当を日割りで控除して計算しています。また、解約払戻金については経過年数に応じた解約控除を差し引いて算出しています。なお、課税については考慮していません。
- 為替手数料は考慮していません。

#### 【参考指数】

シミュレーション期間中に積極運用部分の運動指数である「CAマルチ・アセット・為替アクティブ・インデックス(米ドル建て)」で運用したと仮定して、事後的に計算された指数です。レバレッジは、為替アクティブ戦略で約2.5倍、マルチ・アセット戦略で最大5倍となります。  
※当該指数は、世界バランス戦略、日本国債戦略で構成されるマルチ・アセット戦略および為替アクティブ戦略で構成されます。各指数の詳細は「特別勘定のしおり」をご覧ください。

#### 【免責事項】

- 本シミュレーションは、積極運用部分についてはシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドが提供するデータ、安定運用部分については三菱UFJモルガン・スタンレー証券が提供するデータ、為替レートについてはBloombergおよびWM/ロイターの取得可能なデータをもとにクレディ・アグリコル生命が作成したものです。本シミュレーションによる過去の運用成果は、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。本シミュレーションは特定のデータ(ただし、使用されたデータは唯一の使用可能なデータとは限りません。)および条件等を使用して独自モデルに基づき算出されたデータに過ぎません。シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドおよび三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、(1)本シミュレーションに使用したモデルおよびデータ等の正確性または完全性、(2)算出上の誤りまたは不作為および(3)本情報の用途について一切の責任を負いません。
- 各参考指数の著作権およびその他一切の権利は各公表会社に属します。各公表会社は各参考指数の確実性および安全性を保証するものではありません。また各公表会社はこの商品の特別勘定の運用成果に関し一切の責任を負いません。

## <積立期間15年の場合>

単位型特別勘定の運用期間:14年10ヵ月  
積極運用部分の当初の比率:3%(2016年9月末時点)と仮定して計算

目標額指定割合	110%	120%	130%	140%	150%	200%	500%
目標額に到達したデータ数(/60個)と到達したデータの割合	60個 100%	60個 100%	60個 100%	60個 100%	60個 100%	60個 100%	36個 60%
目標額に到達したデータの運用期間	平均	約2年10ヵ月	約4年11ヵ月	約6年2ヵ月	約6年11ヵ月	約7年6ヵ月	約9年3ヵ月
	最短	約1年1ヵ月	約1年1ヵ月	約3年9ヵ月	約4年1ヵ月	約6年1ヵ月	約7年4ヵ月
	最長	約6年1ヵ月	約8年3ヵ月	約8年7ヵ月	約8年10ヵ月	約10年1ヵ月	約11年3ヵ月

このシミュレーションについては、特に下記ご注意ください。

- 本データは過去データによる運用シミュレーションであり、必ず目標額に到達するわけではありません。
- 積立期間10年は目標額に到達しないケースがあり、積立期間15年は60個のデータすべてが目標額指定割合200%まで到達し、60個のデータのうち36個(60%)が目標額指定割合500%に到達していますが、当該期間の市況の影響を受けるため、将来の運用成果を示唆または保証するものではなく、「目標額(円換算)に到達したデータ数および到達までの運用期間」は、記載の到達率および運用期間で目標額に到達することを保証するものではありません。
- 為替相場の変動や特別勘定の運用実績等に応じて、解約払戻金額等が変動(増減)し、損失が生じるおそれがあります。
- 運用の結果、一時払保険料を下回る場合があります。
- 「単位型特別勘定の運用成果(円換算)」では、目標額到達の判定を考慮していません。実際のご契約では、ご選択いただいた目標額に到達した時点で特別勘定での運用を終了しますので、最高値を保証するものではありません。



# 契約概要

- 「契約概要」は、契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示していますのでご確認ください。

を記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載

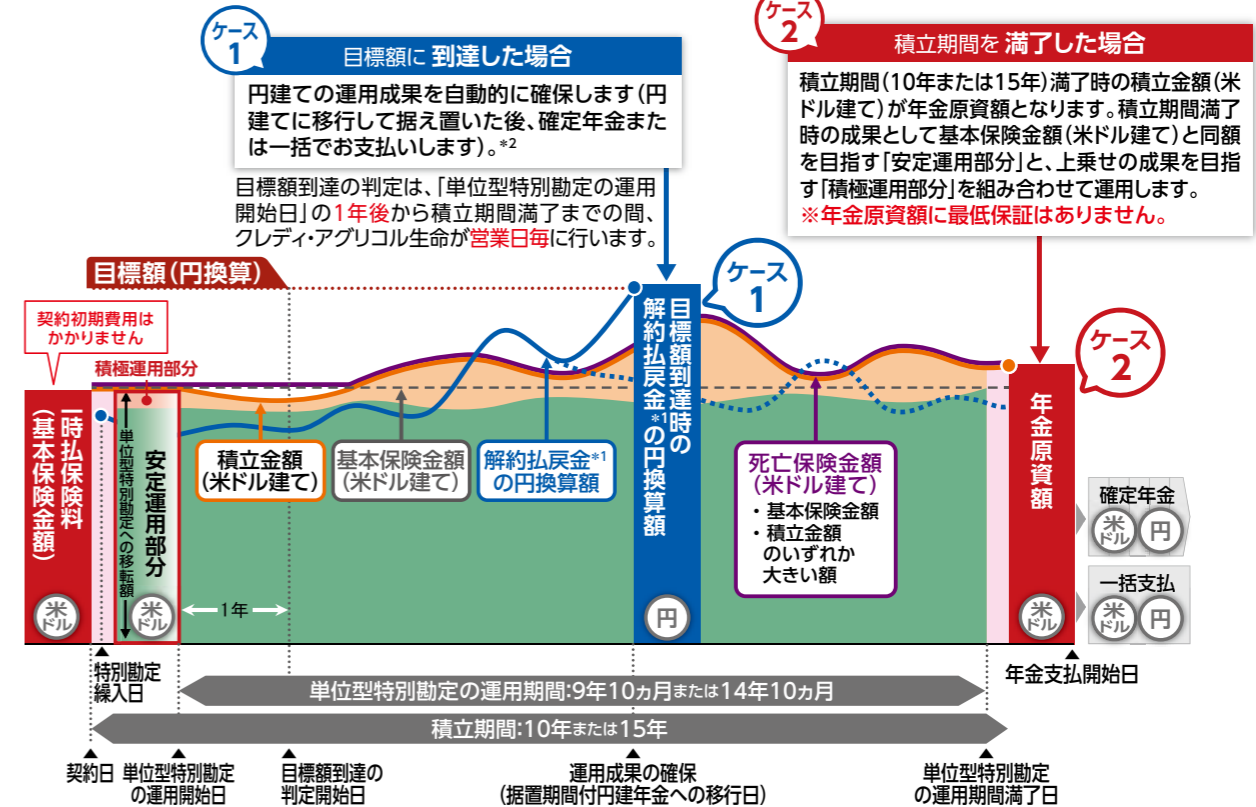
## 1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商号 クレディ・アグリコル生命保険株式会社
- 住所 〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル  
☎ 0120-60-1221 http://www.ca-life.jp/
- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

## 2 保険のしくみと特徴

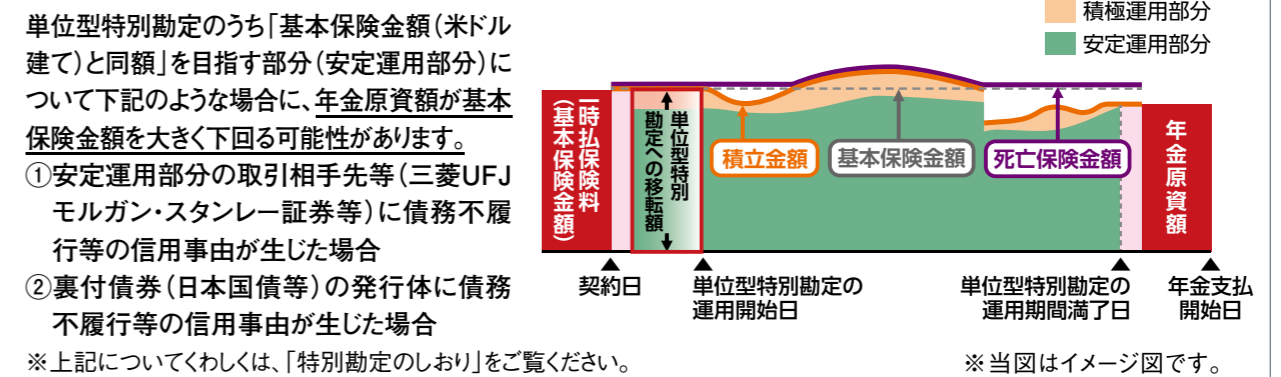
- この保険は、運用する通貨(指定通貨)を米ドルとし、特別勘定の運用実績によって将来の年金原資額、解約払戻金額、死亡保険金額等が変動(増減)するしくみの保険料一時払型の投資型年金保険(生命保険)です。
- 主に米ドル建ての債券に投資する特別勘定で運用します。特別勘定は、積立期間(10年または15年)満了時の成果として基本保険金額(米ドル建て)と同額を目指す「安定運用部分」と、上乗せの成果を目指す「積極運用部分」を組み合わせます。特別勘定についてくわしくは「特別勘定のしおり」を、またご参考として当冊子のP5「単位型特別勘定について」をご覧ください。
- お払い込みいただいた一時払保険料は、特別勘定繰入日の日末に全額がマネー型特別勘定に繰り入れられます。その後、積立金は単位型特別勘定移転日の日末に単位型特別勘定に移転され、積立期間10年の場合は9年10ヵ月間、積立期間15年の場合は14年10ヵ月間運用されます。
- 特別勘定繰入日は、申込日からその日を含めて8日目または契約日のいずれか遅い日とします。
- 単位型特別勘定移転日は、契約日の属する月の翌月12日とします。また、単位型特別勘定移転日の翌日の13日を単位型特別勘定の運用開始日とします。
- 単位型特別勘定の運用期間満了日の日末に、積立金は自動的にマネー型特別勘定に移転され、年金支払開始日前日まで積み立てられます。
- 年金支払開始日後は、年金支払開始日前日の積立金額を年金原資として確定年金でお支払いします。また、年金でのお支払いに代えて、年金原資の一括支払も可能です。
- 積立期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額を死亡保険金としてお支払いします。死亡保険金は、米ドル建ての基本保険金額が最低保証されます。
- この保険には、円建年金移行特約(13)が付加されています。そのため、単位型特別勘定の運用開始日の1年後から、年金支払開始日前日までの期間中、解約払戻金の円換算額が契約時に設定した目標額以上に到達すると、その日で特別勘定での運用を終了し、自動的に据置期間付円建年金に移行します。円建年金移行特約(13)について、くわしくはP14「4 付加できる特約について」をご覧ください。

<イメージ図(積極運用部分の成果があった場合)>



\*1 一定期間中の解約払戻金額は、積立金額から解約控除額が差し引かれた金額となります。くわしくは、P17「6 解約払戻金について」をご覧ください。  
\*2 円建てに移行後の年金支払開始日は、次のいずれか早い日となります。  
・移行日から1年経過した日の直後に到来する契約応当日  
・契約当初の年金支払開始日  
※当図はイメージ図であり、一部解約等があった場合を想定していません。また、将来の解約払戻金額、年金額等を保証するものではありません。  
※当図の積立金額については、安定運用部分と積極運用部分に分けて記載していますが、実際には積立金額自体が分かれているわけではありません。また、マネー型特別勘定の運用期間における積立金の変動(増減)は考慮していません。

### <年金原資額が基本保険金額を大きく下回る場合について>



● この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額、解約払戻金額、死亡保険金額、および将来の年金原資額が変動(増減)するしくみの投資型年金保険です。特別勘定における資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク等のリスクがあり、運用実績によっては解約払戻金額や年金原資額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

● この保険は、米ドル建てで運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払時の為替レートで円換算した合計

額が、お払い込みいただいた時の為替レートで円換算した一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

- 年金原資額および解約払戻金額に最低保証はありません。
- 米ドル以外の外国通貨で年金、死亡保険金等をお支払いすることはできません。
- 契約時において年金額は確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)により計算します。



### 3 保障内容について

#### ・年金種類および年金支払期間

■ 年金支払開始日後の支払方法は、以下のとおりです。また、年金支払開始日前であれば、契約者からのお申し出により、年金支払期間を変更することができます。なお年金でのお支払いに代えて、年金原資の一括支払も可能です。

年金種類	
確定年金	あらかじめ定めた年金支払期間、被保険者が生存されている限り年金をお支払いします。 【年金支払期間】5年・10年・15年

※第1回の年金額が1,000米ドルまたは10万円(円建年金移行特約(13)により据置期間付円建年金に移行した場合または円支払特約(12)により円建ての年金をお支払いする場合)に満たない場合、年金原資額を一括で契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。

※第1回の年金額が300,000米ドルまたは3,000万円(円建年金移行特約(13)により据置期間付円建年金に移行した場合または円支払特約(12)により円建ての年金をお支払いする場合)を超える場合は、その金額を超える部分に対応する年金原資額を第1回の年金額にあわせて一括で年金受取人にお支払いします。



注意

- ・契約時に年金額は確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)により計算します。
- ・年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)によっては、支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たないことがあります。その場合、年金原資額を一括で契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。
- ・年金原資額に最低保証はありません。
- ・米ドル以外の外国通貨で年金をお支払いすることはできません。

#### ・死亡時の保障

死亡保険金	積立期間中	積立期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の米ドル建ての基本保険金額または積立金額のいずれか大きい額(据置期間中は責任準備金額*)を死亡保険金受取人にお支払いします。
死亡一時金	年金支払開始日以後	年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、残存年金支払期間中の未払年金の現価相当額を一括して年金受取人にお支払いします。年金受取人から請求があった場合は、死亡一時金に代えて残存年金支払期間中、継続して年金をお支払いします。

\* 円建年金移行特約(13)により据置期間付円建年金に移行した場合に円建てで据え置かれているお金のことをいいます。  
※支払事由に該当し、死亡保険金・死亡一時金をお支払いした場合には、ご契約は消滅します。



注意

- ・死亡保険金等をお支払いできない場合についてくわしくは、注意喚起情報のP22「3 死亡保険金等をお支払いできない場合について」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ・米ドル以外の外国通貨で死亡保険金等をお支払いすることはできません。

### 4 付加できる特約について

#### ・指定代理請求特約

■ 年金受取人が年金・死亡一時金を請求できない場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として、クレディ・アグリコル生命の承諾を得て年金・死亡一時金を請求することができます。

#### ・円建年金移行特約(13)

■ 目標判定期間中の判定日に、目標判定為替レートで円換算した解約払戻金額が、契約時に設定された目標額以上に到達すると、その日を移行日として特別勘定による運用を終了し、自動的に据置期間付円建年金に移行します。以後、米ドルによるお取り扱いはしません。

■ 目標判定期間は、単位型特別勘定の運用開始日の1年後から、年金支払開始日前日までの期間とし、据置期間付円建年金に移行した時点で目標額到達の判定は終了します。

■ 目標額到達の判定日は、クレディ・アグリコル生命の営業日(かつクレディ・アグリコル生命が指標として指定する金融機関の営業日)とします。

■ 目標額は、米ドル建ての一時払保険料を基準設定為替レートで円換算した金額(円換算一時払保険料)に、目標額指定割合を乗じた金額とします。なお、据置期間付円建年金に移行する前に一部解約が行われた場合、一部解約日の積立金額に対する一部解約請求金額の割合に応じて円換算一時払保険料も減額され、減額後の円換算一時払保険料に基づいて目標額を改めます。

■ 目標額指定割合は以下の中からご選択いただけます。

110% 120% 130% 140% 150% 200% 500%

■ 移行日の解約払戻金の円換算額が移行額となります。移行後は、その金額を基にした責任準備金移行日におけるクレディ・アグリコル生命の定める率\*で年金支払開始日の前日まで据え置かれます。

\*据え置かれる際の率については、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーコール 0120-60-1221)にお問い合わせいただくか、Webサイト(<http://www.ca-life.jp/>)でご確認いただけます。

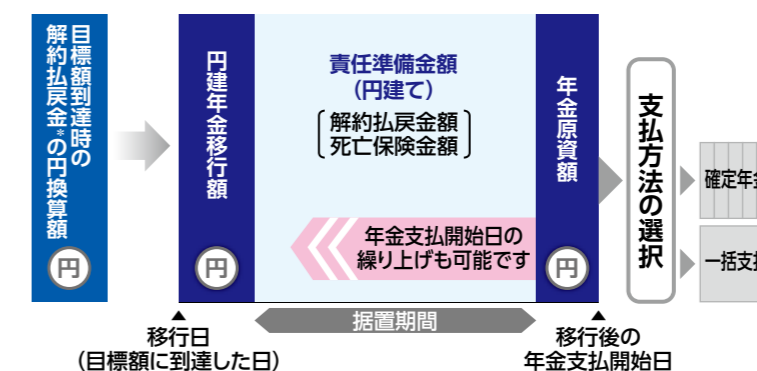
■ 移行後の年金支払開始日は、**移行日から1年経過した日の直後に到来する契約応当日、または、契約当初の年金支払開始日のうちいずれか早い日**とします。なお、移行後の年金支払開始日を繰り上げて、最短で2ヵ月後から年金をお支払いすることもできます。

※移行後の年金支払開始日につきましては、P26「お申し込みからの流れ」をあわせてご覧ください。

※移行後の年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)によっては、支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たないことがあります。その場合、年金原資額を契約者にお支払いし、保険契約は消滅します。

■ 据置期間中の死亡保険金額および解約払戻金額は責任準備金額となります。

<イメージ図>



\*一定期間中の解約払戻金額は、積立金額から解約控除額が差し引かれた金額となります。くわしくは、P17「6 解約払戻金について」をご覧ください。

※当図は据置期間付円建年金に移行した場合の据置期間中のイメージ図です。また、一部解約等があった場合を想定していません。



注意

- ・この保険には、円建年金移行特約(13)があらかじめ付加されており、この特約のみを解約することはできません。
- ・契約後に目標額指定割合の変更はできません。
- ・契約日から単位型特別勘定移転日の1年後まで(目標判定期間前)は、目標額に到達しても据置期間付円建年金には移行しません。



## ・円支払特約(12)\*

- 米ドル建ての解約払戻金額、年金額、死亡保険金額等を円でお支払いすることができます。
- この特約による円建ての年金のお支払いは、年金支払開始時に一括で円に交換した年金原資をもとに行います。そのため第1回の年金支払の際はこの特約を付加した場合にのみお取り扱いします。  
※年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)によっては、支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たないことがあります。その場合、円による年金のお支払いをお取り扱いできません。
- この特約を付加した場合には、以後、米ドルによるお支払いはできません。

## ・年金円支払特約\*

- 米ドル建ての年金額を各年の年金支払時に円に交換してお支払いすることができます。

## ・年金額分割払特約\*

- 年金額を分割してお支払いすることができます。
- 年金原資が米ドル建ての場合は、年金支払開始時に円支払特約(12)、または、各年の年金支払時に年金円支払特約が、この特約にあわせて付加されます。米ドルのまま年金額を分割してお支払いすることはできません。

\* 取扱内容は、将来変更されることがあります。

## <クレディ・アグリコル生命所定の為替レート>

- 各特約のクレディ・アグリコル生命所定の為替レートは下記のとおりです。

特約	換算基準日		クレディ・アグリコル生命所定の為替レート
	基準設定為替レート	受領日*	
円建年金移行特約(13)	基準設定為替レート	受領日*	対円米ドルTTM+50銭
	目標判定為替レート	判定日	対円米ドルTTM-1銭
円支払特約(12)	<b>・解約払戻金:</b> 解約日または一部解約日 <b>・死亡保険金、死亡一時金:</b> 請求書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日 <b>・年金、年金の一括支払の支払額:</b> 年金支払開始日または請求書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日のいずれか遅い日		対円米ドルTTM-1銭
年金円支払特約	年金支払日または請求書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日のいずれか遅い日		

\* 受領日とは、クレディ・アグリコル生命がお払い込みいただいた一時払保険料相当額を受領した日のことです。  
 ※ 上記の為替レートは、2016年10月末現在のものであり、将来変更されることがあります。  
 ※ TTM(対顧客電信相場仲値)は、クレディ・アグリコル生命が指標として指定する金融機関が公示する値を使用します。

## 5 特別勘定について

- この保険の特別勘定の種類と運用方針等は以下のとおりです。ただし、クレディ・アグリコル生命の判断により今後、特別勘定の変更等を行うことがあります。なお、各特別勘定について詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

特別勘定名	単位型特別勘定		マネー型特別勘定
	積立期間10年 (運用期間9年10ヵ月)	積立期間15年 (運用期間14年10ヵ月)	
	米ドル単位型CA3-10-YYMM*1	米ドル単位型CA3-15-YYMM*1	米ドルマネープールCA3
主な投資対象	安定運用部分		米ドル建ての預金等
	CA米ドル建VA10日本国債担保 リパッケージ債YYMM*1 (適格機関投資家限定)	CA米ドル建VA15日本国債担保 リパッケージ債YYMM*1 (適格機関投資家限定)	
	取引相手先*2:三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社		
	積極運用部分		
	CAマルチ・アセット・為替アクティブ・インデックス(米ドル建て)連動債シリーズ 取引相手先*2:シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド		
特別勘定の運用方針等	主として米ドル建ての債券に投資します。基本保険金額(米ドル建て)と同額の成果を目指す「安定運用部分」と、上乗せの成果を目指す「積極運用部分」を組み合わせることで、中長期的に高い成果をあげることが目標とします。 積極運用部分の移転当初の比率は、積立期間10年は米ドル10年金利等、また、積立期間15年は米ドル15年金利等の上昇・低下等に基づきそれぞれ決定されます。積極運用部分の当初の比率の下限は基本保険金額に対して3%とし、移転時の市場環境により取引条件等が一定以上悪化してその比率を下回ることが見込まれる場合には、保険関係費用*3を一定程度引き下げて適用することにより、3%以上とすることを目指します。 <安定運用部分の運用方針> 単位型特別勘定の運用満了時に基本保険金額と同額の成果を目指します。 <積極運用部分の運用方針> 円ベースでの為替変動リスクを軽減しつつ、市場指標に基づき機動的に資産配分を切り替えることで、どのような市場環境でも運用成果をあげることが目指します。		米ドル建ての預金を中心に投資することにより、安全性、流動性に十分配慮した安定的な運用を行います。

\*1 YY: 単位型特別勘定移転日が属する西暦の下2桁, MM: 単位型特別勘定移転日が属する月  
 \*2 単位型特別勘定が主な投資対象とする債券の取引相手先等について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。  
 \*3 保険関係費用については、注意喚起情報P19「ご負担いただく諸費用について」をご覧ください。



・お払い込みいただいた一時払保険料がマネー型特別勘定に繰り入れられた後、戦争その他の変乱または単位型特別勘定資産に係る金融機関における著しい信用状況の悪化等のやむを得ない事情により、単位型特別勘定への積立金の移転が行えない場合は、積立金額を払い戻します(解約控除はかかりません)。  
 ・契約後に特別勘定を変更することはできません。

### ・特別勘定の繰入日について

- 一時払保険料は、申込日からその日を含めて8日目または契約日のいずれか遅い日の日末に特別勘定に繰り入れられます。

### ・特別勘定資産の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行われ、その結果が積立金額に反映されます。特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法は将来変更されることがあります。
  - (1) 有価証券は時価評価します。
  - (2) (1)以外の資産は原価法によって評価します。
  - (3) デリバティブ取引により生じる正味の債権や債務は時価評価し、評価損益を計上します。

## 6 解約払戻金について

### ・解約・一部解約について

- 年金支払開始日前であれば、いつでも解約することができます。解約した場合には、解約払戻金をお支払いし、ご契約は消滅します。
- 一部解約は、単位型特別勘定の運用開始日から年金支払開始日前日までの期間にお取り扱いします。
- 解約日または一部解約日の翌日から解約の効力が生じます。

### ・積立期間中のお取り扱いについて

- 解約または一部解約に必要な書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日の翌営業日を解約日または一部解約日とします。
- 解約日が特別勘定繰入日前の場合、解約控除はかかりません。解約払戻金額はお払い込みいただいた一時払保険料相当額と同額となり、お払い込みいただいた通貨でお支払いします。
- 解約日または一部解約日が、特別勘定繰入日から単位型特別勘定の運用開始後10年未満までの場合、解約控除がかかります。この期間中の解約払戻金額は、次の算式で計算した金額となります。

#### <解約の場合>

$$\text{解約払戻金額} = \text{解約日の積立金額} - \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率}$$

#### <一部解約の場合>

$$\text{解約払戻金額} = \text{一部解約請求金額} - \text{基本保険金額} \times \frac{\text{一部解約請求金額}}{\text{一部解約日の積立金額}} \times \text{解約控除率}$$

#### <単位型特別勘定の運用期間中の解約控除率>

単位型特別勘定の運用開始日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
解約控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%

※解約日が特別勘定繰入日から単位型特別勘定の運用開始日前の場合、解約控除率は8.0%とします。  
 ※単位型特別勘定での運用が終了している場合、解約控除はかかりません。

- 一部解約は、1,000米ドル以上100米ドル単位でお取り扱いします。また、一部解約後の積立金額が10,000米ドルに満たない場合、一部解約後の積立金額が10,000米ドルになるように調整し、解約払戻金をお支払いします。
- 単位型特別勘定の運用開始日から10年経過または単位型特別勘定での運用が終了している場合、解約払戻金額は解約日における積立金額（一部解約の場合は一部解約請求金額）となります。
- 一部解約した場合の基本保険金額は、一部解約日の積立金額に対する一部解約請求金額の割合に応じて減額されます。一部解約日の翌日以後は減額された基本保険金額が適用されます。

### ・据置期間付円建年金に移行後の据置期間中のお取り扱いについて

- 解約または一部解約に必要な書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日を解約日または一部解約日とします。
- 解約払戻金額は、解約日における責任準備金額（一部解約の場合は一部解約請求金額）となります。
- 一部解約は、10万円以上1万円単位でお取り扱いします。また、一部解約後の責任準備金額が100万円に満たない場合は、一部解約のお取り扱いはできません。



・解約払戻金額に最低保証はありません。特別勘定の運用実績によっては一時払保険料を下回ることがあります。

## 7 配当金について

- この保険には、配当金はありません。

## 8 諸費用について

- この保険にかかる諸費用については、P19「ご負担いただく諸費用について」をご覧ください。

## 9 契約時の引受条件について

項目	条件
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	20歳～75歳 ※ 契約日は、クレディ・アグリコル生命がご契約のお申し込みを承諾した日となります。申込時に上記の上限年齢であっても、ご契約の承諾前に上限年齢を超える場合はお取り扱いできませんのでご注意ください。
被保険者	契約者またはその配偶者もしくは2親等内の血族
年金受取人	契約者または被保険者
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族
指定代理請求人	年金受取人の戸籍上の配偶者・直系血族・同居または生計を一にしている3親等内の親族の中から1名
後継年金受取人	被保険者本人または被保険者の配偶者もしくは3親等内の親族の中から1名
指定通貨	米ドル
一時払保険料 (払込金額)	10,000米ドル以上、円換算で5億円*1以下（100米ドル単位）
保険料の払込方法	一時払のみ
積立期間*2	10年または15年
基本保険金額の増額	お取り扱いしません
契約者貸付	お取り扱いしません

\*1 クレディ・アグリコル生命の定める個人年金保険のご契約については、同一被保険者あたりの基本保険金額（外国通貨建ての保険についてはクレディ・アグリコル生命所定の方法で円換算します）を通算して5億円がお取り扱いの限度となります。  
 \*2 契約後に積立期間を変更することはできません。なお、市場環境等により、申込時に積立期間（10年または15年）のうち一方または両方のお取り扱いを一時的に停止していることがあります。



# 注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきました
- 「注意喚起情報」の他、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容

い事項を記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

## ご負担いただく諸費用について

この保険にかかる費用は、「保険関係費用」「運用関係費用」「年金管理費用」の合計となります。また、「解約控除」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」がかかることがあります。

※この保険には、ご契約時に必要な費用(契約初期費用)はありません。

### ・単位型特別勘定の運用期間中に必要な費用

項目	概要	費用	ご負担いただく時期
保険関係費用	死亡保険金の最低保証や、ご契約の維持管理等に必要な費用です。	基本保険金額に対して最大年率 <b>2.25%</b> *1	左記の年率を乗じた金額の1/365を、積立金額から毎日控除します。
運用関係費用	特別勘定の運用に関わる費用です。	運用関係費用として、債券の事務処理に要する費用、有価証券等の売買取引・保有に伴う費用等がかかります。これらの費用は、債券の運用状況等によって異なりますので、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用について詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。	

\*1 単位型特別勘定のうち積極運用部分の移転当初の比率は、積立期間10年は米ドル10年金利等、また、積立期間15年は米ドル15年金利等の上昇・低下等に基づきそれぞれ決定されます。積極運用部分の当初の比率の下限は基本保険金額に対して3%とし、移転時の市場環境により取引条件等が一定以上悪化してその比率を下回ることが見込まれる場合には、当初の比率が3%以上となるように保険関係費用を一定程度引き下げて適用することがあります。なお、単位型特別勘定への移転の際に適用された保険関係費用の年率は、変更されることはありません。

### ・マネー型特別勘定の運用期間中に必要な費用

項目	概要	費用	ご負担いただく時期
保険関係費用		保険関係費用はかかりません。	
運用関係費用	特別勘定の運用に関わる費用です。	積立金額に対して最大年率 <b>2.25%</b> *2	左記の年率を乗じた金額の1/365を、積立金額から毎日控除します。

\*2 マネー型特別勘定の運用関係費用は年率2.25%を上限とし、マネー型特別勘定の運用収益率が年率2.25%以下の場合、運用収益相当額とします。

### ・年金支払期間中に負担いただく費用

項目	概要	費用	ご負担いただく時期
年金管理費用	年金のお支払いや管理等に必要な費用です。	支払年金額に対して <b>1%</b>	左記の割合を乗じた金額を、年1回の年金支払日に控除します。

※「年金管理費用」は年金支払開始日に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。なお、上記費用は、2016年10月末現在のものであり、将来変更されることがあります。

※年金原資を一括でお支払いする場合、「年金管理費用」はかかりません。

### ・解約・一部解約または据置期間付円建年金への移行に必要な費用

■ 解約日・一部解約日または据置期間付円建年金への移行日が次の①②の期間中の場合、解約控除がかかります。

- ① 特別勘定繰入日から単位型特別勘定の運用開始日の前日まで
- ② 単位型特別勘定の運用開始日から10年未満

項目	概要	費用	ご負担いただく時期
解約控除*3	解約・一部解約または据置期間付円建年金に移行する場合に必要な費用です。	<①の場合> 基本保険金額に対して <b>8%</b>	左記の解約控除率を乗じた金額を、解約日に積立金額から控除します。
		<②の場合> 基本保険金額*4に対して <b>8%~0.8%</b>	単位型特別勘定の運用開始日からの経過年数に応じた左記の解約控除率を乗じた金額を、解約日・一部解約日または据置期間付円建年金への移行日に積立金額*5から控除します。

\*3 解約控除について詳しくは、P17「6 解約払戻金について」をご覧ください。

\*4 一部解約の場合は、基本保険金額に、一部解約日の積立金額に対する一部解約請求金額の割合を乗じた金額です。

\*5 一部解約の場合は、一部解約請求金額です。

※単位型特別勘定での運用が終了している場合、解約控除はかかりません。

### ・外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

■ 円を米ドルに交換して一時払保険料をお払い込みいただく場合、通貨交換時にTTS(対顧客電信売相場)とTTM(対顧客電信相場仲値)との差額を為替手数料としてご負担いただきます(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

■ 年金や死亡保険金等を米ドルでお受け取りになる場合等、手数料をご負担いただくことがあります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

■ 次の場合、下表のクレディ・アグリコル生命所定の為替レートとTTM(対顧客電信相場仲値)\*6の差額を、為替手数料としてご負担いただきます。

\*6 TTM(対顧客電信相場仲値)は、クレディ・アグリコル生命が指標として指定する金融機関が公示する値を使用します。

- ・「円支払特約(12)」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合
- ・「年金円支払特約」を付加し、年金を円でお支払いする場合
- ・「円建年金移行特約(13)」により据置期間付円建年金に移行する場合

クレディ・アグリコル生命所定の為替レート	
・「円支払特約(12)」の為替レート	円換算日の対円米ドルTTM-1銭
・「年金円支払特約」の為替レート	
・「円建年金移行特約(13)」により据置期間付円建年金に移行する場合の目標判定為替レート	

※上記費用は、2016年10月末現在のものであり、将来変更されることがあります。

## この保険のリスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額、解約払戻金額、死亡保険金額、および将来の年金原資額が変動(増減)するしくみの投資型年金保険です。特別勘定における資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク等のリスクがあり、**運用実績によっては解約払戻金額や年金原資額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- この保険は、**米ドル建てで運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払時の為替レートで円換算した合計額が、お払い込みいただいた時の為替レートで円換算した一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。
- **年金原資額および解約払戻金額に最低保証はありません。**
- これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

## 1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について

- この保険は、クーリング・オフ制度の適用対象となります。
- 申込者または契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。この場合、クレディ・アグリコル生命はお払い込みいただいた通貨でお払い込みいただいた金額を全額お返しします。なお、返金した外国通貨を円に換算したときに為替差損が生じることがあります。  
(募集代理店等で外貨を購入後に当該通貨で一時払保険料をお払い込みいただく場合、クーリング・オフ等の際にクレディ・アグリコル生命はお払い込みいただいた通貨で返金します。返金された通貨をその他の通貨に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。)
- 外国通貨で一時払保険料をお払い込みいただいた場合には、お受け取りになる際に手数料をご負担いただくことがあります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- クーリング・オフは、書面の発信時(郵便消印日付)に効力を生じますので、上記の期間内(8日以内の消印有効)に書面によりクレディ・アグリコル生命あてにお申し出ください。
- お手続きについてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

### 【書面送付先】

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル  
クレディ・アグリコル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

## 2 責任開始期・生命保険募集人の権限について

- クレディ・アグリコル生命が、お申し込みいただいたご契約をお引き受けすると承諾した場合には、一時払保険料相当額をクレディ・アグリコル生命が受け取った時(責任開始期)にさかのぼり、責任を開始します。なお、この保険では、承諾日を契約日とします。
- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)はお客さまとクレディ・アグリコル生命の保険契約締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからのお申し込みに対してクレディ・アグリコル生命が承諾したときに有効に成立します。

## 3 死亡保険金等をお支払いできない場合について

・次のような場合には死亡保険金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺や、死亡保険金受取人または契約者の故意により被保険者を死亡させた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約が解除された場合
- 詐欺によりご契約が取り消しになった場合や、死亡保険金の不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 被保険者が、戦争その他の変乱により死亡した場合

・死亡保険金を削減してお支払いすることがあります。

- 戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その影響の程度に応じ、死亡保険金を全額または削減してお支払いします。

## 4 解約払戻金について

- 解約払戻金についてくわしくは、契約概要のP17「6 解約払戻金について」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 5 生命保険会社が経営破たん陥った場合等について

- クレディ・アグリコル生命の業務または財産の状況の変化により、年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が削減されることがあります。
- クレディ・アグリコル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たん陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が削減されることがあります。

## 6 新たな保険契約への乗換について

- 現在ご契約されている他の保険契約の解約・一部解約(減額)を前提に、新たな保険契約を申し込まれる場合には、多くの場合、解約払戻金額は払込保険料総額より少ない金額となります。その他、現在のご契約の配当請求権が消滅したり、新たにお申し込みのご契約がお引き受けできない場合がある等、お客さまに不利益となることがあります。

## 7 借入れを前提としたご契約について

- 保険料を借入れで調達した場合、解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入れを前提としたご契約はお引き受けしておりません。



## 8 税金のお取り扱いについて

### ・外国通貨建保険のお取り扱いについて

■ この保険の税制上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。この場合、下記の為替レートで外国通貨を円に換算したうえで円建ての生命保険と同様に取扱われます。

対象		円換算日	換算時為替レート
一時払保険料		保険料受領日	対円払込通貨TTM(対顧客電信相場仲値)
年金	所得税の対象となるもの	年金支払日	対円支払通貨TTM(対顧客電信相場仲値)
	相続税・贈与税の対象となる年金受給権	年金受給権確定日	対円支払通貨TTB(対顧客電信買相場)
解約払戻金	所得税の対象となるもの	解約・一部解約日	対円支払通貨TTM(対顧客電信相場仲値)
死亡保険金	所得税の対象となるもの	支払事由発生日	対円支払通貨TTM(対顧客電信相場仲値)
	相続税・贈与税の対象となるもの		対円支払通貨TTB(対顧客電信買相場)

※「円支払特約(12)」または「年金円支払特約」を付加した場合、解約払戻金、死亡保険金および年金はクレディ・アグリコル生命所定の為替レートをを用いて円換算した金額が基準となります。

### ・生命保険料控除

■ お払い込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

※その年の生命保険の保険料総額に応じ、一定の金額が課税所得より控除されます。この保険の場合、保険料は一時払のため、**ご契約の年**(保険料をお払い込みいただいた年とは異なる場合があります)のみ控除の対象となります。**なお、個人年金保険料控除の対象とはなりません。**

※年金受取人および死亡保険金受取人が契約者(保険料負担者)本人、配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)である場合に適用されます。

### ・解約・一部解約の差益にかかる税金

年金種類	契約日から5年以内の 解約・一部解約	契約日から5年超の 解約・一部解約
確定年金	源泉分離課税 (所得税+住民税)	所得税(一時所得)+住民税

### ・年金にかかる税金

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	受取人	
受取人が 契約者本人の場合	本人	本人	本人	所得税(雑所得)+住民税
	本人	配偶者	本人	
受取人が 契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	年金支払開始時:贈与税 年金受取時:所得税(雑所得)+住民税

### ・年金支払開始日における年金の一括受取にかかる税金

受取人	契約日から年金支払開始日までの年数	
	5年以内	5年超
契約者本人の場合	源泉分離課税(所得税+住民税)	所得税(一時所得)+住民税
契約者以外の場合	年金支払開始時に年金受給権の権利評価額に対して、贈与税が課税されます。	

### ・死亡保険金にかかる税金

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税



注意

・外国通貨でお支払いする年金や解約払戻金に源泉徴収税額が発生する場合、お支払いする金額および一時払保険料等をいったん円に換算し税額を計算します。その税額を再度外国通貨に換算し、年金額や解約払戻金額から差し引きます。そのため、「お支払い時点の為替相場」が「保険料受領日の為替相場」に比べて、一定水準以上に変動した場合、外国通貨でお支払いする税引き後の年金の支払総額や解約払戻金額が、一時払保険料(外国通貨)を下回ることがあります。

・平成25年(2013年)から平成49年(2037年)までの各年分の所得税にかかる基準所得税額には、復興特別所得税が課されます。

・税務については、平成28年(2016年)10月末現在の税法・税務取り扱いに基づく一般的なものです。将来的に税制の改正等により計算方法・税率等が変更となり、実際のお取り扱いと記載内容が異なる場合がありますのでご注意ください。具体的な税務取り扱いについては、税理士等の専門家または所轄の税務署等にご確認ください。

## 9 年金・死亡保険金等のお支払いに関する手続等の留意事項

■ お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにクレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターにご連絡ください。

■ 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、年金・死亡保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合について詳しくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご覧ください。

■ 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

■ クレディ・アグリコル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずクレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターにご連絡ください。



カスタマー  
サービスセンター



0120-60-1221

受付時間:  
月~金曜日 9:00~17:00  
(祝休日・年末年始の休日を除く)

## 10 生命保険に関する苦情・相談について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。


**クレディ・アグリコル生命**  
**CRÉDIT AGRICOLE LIFE INSURANCE**  
**クレディ・アグリコル生命**

**カスタマーサービスセンター**  **0120-60-1221**

受付時間:  
 月～金曜日 9:00～17:00  
 (祝休日・年末年始の休日を除く)

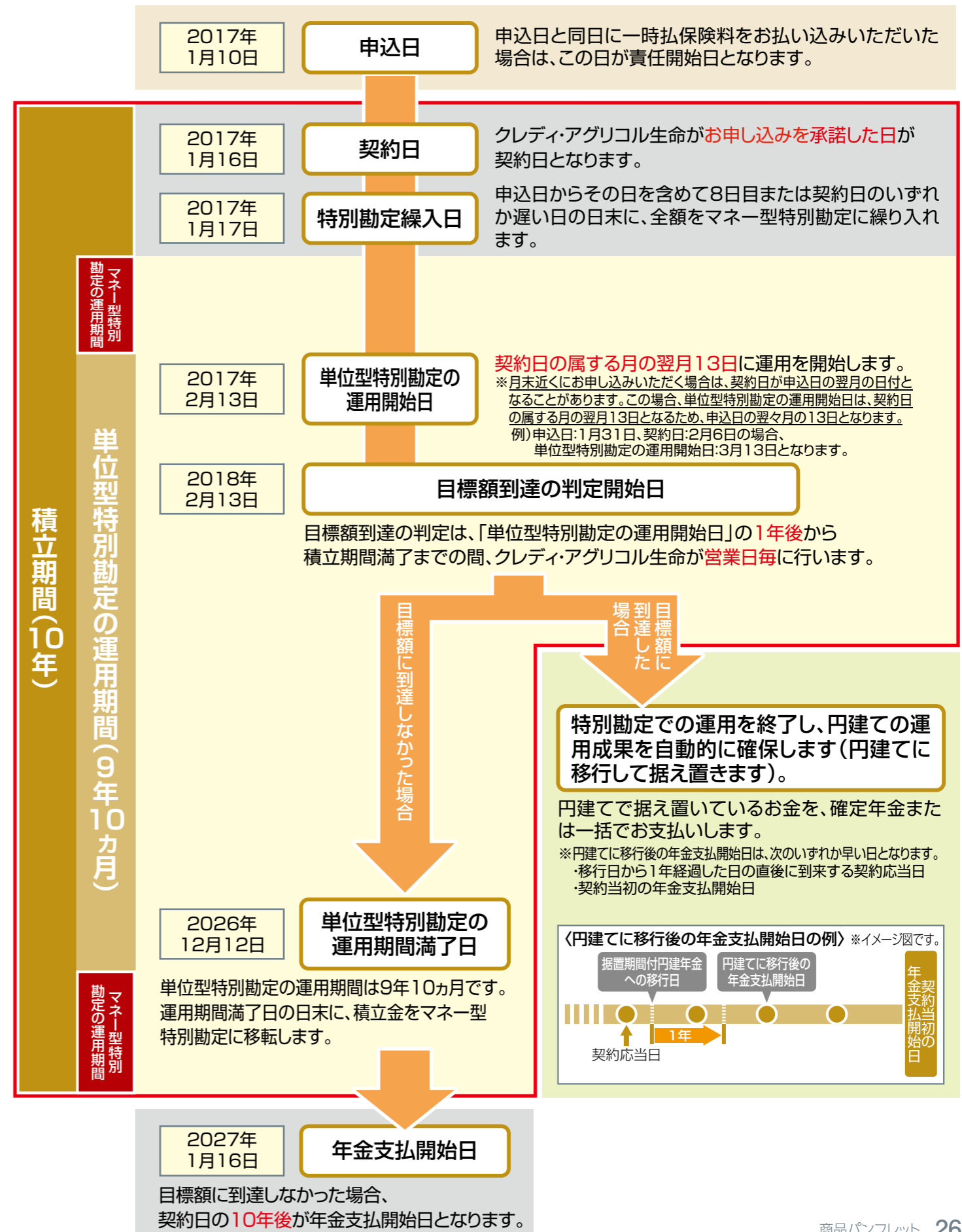
- この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)  
※「生命保険相談所」または全国各地の「連絡所」への連絡先については、上記ホームページアドレス、または、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーコール 0120-60-1221)でご照会ください。
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## ★お申し込みからの流れ

積立期間 10年の例

【2017年1月16日が契約日となった場合】

<イメージ図>



注意喚起情報